



相談と支援

児童福祉施設・里親の元で養育

家庭での養育が困難になった子どもを施設や個人で預かり、育てる制度です。保護者が病気や事故、離婚などの家庭の事情により、子どもと一緒に生活することが困難な状況になった場合は、お近くの児童相談所(P28)にご相談ください。

●児童福祉施設を利用して養育

できるだけ一般家庭に近い雰囲気と環境で、保育士や児童指導員がきめ細かな養育を行います。預けられる期間は、家庭の事情に応じ、1か月から高校卒業までなどさまざまです。

●養育家庭(里親)で養育

0歳から高校卒業までの子どもたちを、家庭の温かい環境の中で養育します。

お子さんをお預かりするため、面接等によって、お子さんの生活面の様子、保護者のお気持ちなどをお伺いします。お子さんや保護者の希望、養育家庭(里親)との適合性などを十分考慮した上で、児童相談所から養育家庭(里親)へ子どもの養育をお願いします。

※養育家庭(里親)へ子どもを預けることは、必ずしも養子縁組とはつながりません。

児童虐待・DVの相談、防止

児童虐待に関する相談(通告)

親や親に代わる養育者が子どもに対する身体的暴力やことばによる暴力などを行うことを児童虐待といいます。児童虐待というと、暴力的な行為を思い浮かべがちですが、養育の放棄(ネグレクト)や無視など、子どもの成長や発達に著しく影響を及ぼすような状況も含まれます。子どもに対する虐待は、子どもの健康を損ない、体や心までも傷つけてしまいます。虐待を受けている疑いのある子どもを見つけたとき、また自身が虐待をしてしまいそうなときは、まず相談してください。

お問い合わせ ▶ 児童相談所(P28)、各市町村(P31~49)

児童相談所全国共通ダイヤル「189(いちはやく)」

- 虐待かもと思った時などに、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号です。
- 「189」にかけるとお近くの児童相談所につながります。
- 通告・相談は、匿名で行うこともでき、通告・相談した人、その内容に関する秘密は守られます。

DV(ドメスティックバイオレンス)の相談

配偶者やパートナーなど親しい関係の人から加えられる暴力で、殴る蹴るといった身体的暴力に限らず、精神的な暴力、性的暴力、経済的な暴力、子どもを利用した暴力などもDVです。単なる大人の問題ではなく、DVを目撃する子どもも被害者です。秘密は堅く守られますので、ひとりで悩まずに安心して相談してください。

お問い合わせ ▶ 配偶者暴力相談支援センター、警察(P30)

